



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の最高裁判決（令和6年3月12日）及び議決権行使助言会社のポリシー変更の概要をご紹介します。

◆共通義務確認訴訟の適否に関する最高裁判例（最三小判令和6年3月12日）

1. 消費者裁判手続特例法の定め

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」といいます。）は、**消費者が事業者に対する金銭の支払い等を求める訴訟の特則**を定めています。この場合、まず、総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者に対し、多くの消費者に共通して義務を負うことの確認を求める訴訟（**共通義務確認訴訟**）を提起し、認容されなければなりません。本件は、共通義務確認訴訟の適否が問題となったケースです。

2. 事案の概要

Y社が「仮想通貨パイブル」と称するDVDセットを販売したところ、その際、当該商品を鑑賞することで、確実に利益が得られるかのような文言を用いて勧誘を行った。適格消費者団体Xは、Y社が誇大な効果を強調して商品を販売するなどしたことが不法行為に該当すると主張して、共通義務確認訴訟を提起した。

第1審及び控訴審は、法3条4項を根拠にXの請求を却下したため、Xがこれを不服として上告した。

3. 判決要旨

法3条4項により簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとして共通義務確認の訴えを却下することができるのは、**個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合であると解される。**（中略）

本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通しているところ、上記説明から生じた誤信に基づき本件対象消費者が本件各商品を購入したと考えることには合理性があることに鑑みれば、**本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情が様々であるとはいえないから、因果関係に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。**

以上によれば、（中略）原審の判断には、同項の解釈運用を誤った違法がある。

4. コメント

本判決は、法第3条4項に基づき、共通義務確認訴訟を却下できる基準を明らかにした上、こうした基準に原審の認定した事実を当て嵌め、詳細な検討を行っています。今後、同種の事案を検討す

る上で、極めて重要な意味を持つと考えられますので、一度判決文を参照されることをお勧めします。

◇議決権行使助言会社の動向

昨年11月、議決権行使助言業者大手のISSとグラスルイスが本年度の議決権行使助言方針変更を公表しました。株主総会シーズンに向けてその概要をご紹介します。

1. ROE基準の適用再開

新型コロナの影響で一時的適用を猶予していた、**ROE基準（過去5年平均で5%を下回り、かつ改善傾向にない場合）により経営トップの取締役選任議案への反対投票を推進すること**としました。

2. ジェンダーダイバシティ

従前より、プライム市場上場会社について少なくとも**10%以上に性別の多様性がない場合には反対投票推奨**の対象としていたところ、これまでは例外的にダイバーシティ促進に関する起業の開示情報を精査しながら反対投票を控える例外条項も設けていました。ところが、**今後は例外条項を適用しないこととし、令和8年2月以降は基準値を20%に引き上げる**とのことです。

3. 政策保有株式

政策保有株式が連結純資産の10%以上である場合、経営トップの取締役選任議案への反対投票を推奨することとしています。但し、政策保有株式を5年以内に20%以下に縮減することが明確に開示されている場合及び連結純資産が10%~20%の場合にはROEの5年平均値が8%以上である場合に政策保有株式の割合のみで反対投票を推奨することは差し控えることにしています。

4. 取締役会構成

監査役会設置会社で全ての社外取締役が、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社で全ての社外取締役が12年以上在任している場合、取締役会議長または指名委員会委員長の選任に反対投票を推奨する方針を令和7年2月以降適用予定とのことです。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（4月1日施行）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度・災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する仕組みが創設されます。それに伴い、金融機関は、口座開設時等に預貯金者に対し、番号利用による預貯金口座の管理の希望の有無を確認する義務等が課されることとなります。